

第 10 回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 18 日（木）13 時 30 分～14 時 00 分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11 人

会長	10 番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	3 番	佐々木清春	委員	八木橋祐也	推進委員
	4 番	外崎 雅彦	委員	大川 元樹	推進委員
	5 番	三浦 隆彦	委員	山口 努	推進委員
	6 番	藤田 重孝	委員		
	7 番	須藤美恵子	委員		
	9 番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第 20 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
報告第 23 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 24 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 25 号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長	渡邊 英晃	次長	齋藤 孝嗣	主事	白戸 優之
----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第10回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。

4番の外崎雅彦委員と、5番の三浦隆彦委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第20号について説明いたします。

本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数
3件となっており、田3筆2,685㎡、畑5筆18,907㎡の合計7筆21,592
㎡であります。申請件数2件となっており、田3筆12,473㎡、畑0筆の合
計3筆12,473㎡であります。詳細は省略いたします

いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

以上であります。

議長（高橋） 議案第20号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり許可することに
いたします。

続いて、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の
受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第23号について説明いたします。

今回の受理は、10件で田が25筆、畑が26筆の計51筆109,202㎡が相
続されました。

議長（高橋） 報告第23号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 23 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 24 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 24 号について説明いたします。

今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第 24 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 24 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 25 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 25 号について説明いたします。

今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第 25 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 25 号は原案のとおり受理することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。

事務局より報告があるとのことですので、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

本総会開始前に、三浦委員より事前質問がありましたので、その内容について回答いたします。

内容は、「農地法第 3 条を用いて所有権移転又は使用収益権移転を行う場合、面積要件があったと存じているが、現状はどうなっているのか」というものです。

これについて、追加資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

回答といたしましては、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)」により、農地法の一部が改正され、農地法第 3 条の農地取得時における「下限面積要件」は、令和 5 年 4 月 1 日から撤廃

されました。

このため、現在、農地法第3条を用いて所有権移転又は使用収益権移転を行う場合の下限面積要件はありません。

委員（三浦） 回答ありがとうございます。追加で質問があります。農業振興地域や市街化区域などがかかっている特殊な農地がありますが、その場合も下限面積要件はないのでしょうか。

事務局（白戸） 特殊な農地についても、下限面積はありません。

委員（三浦） ありがとうございました。

議長（高橋） この他、委員の皆様から何かありませんか。

委員（須藤） 農家から、水路に水が来ないと苦情があった。この場合、どこに話をすればよいのか教えてほしい。

事務局（齋藤） 水路については、森山地区の場合は津軽平川土地改良区、鯖石・八幡館地区の場合は六羽川土地改良区、その他の地区は、各地区の水利組合へ相談をお願いします。

委員（須藤） ありがとうございます。

議長（高橋） 御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第10回総会を閉会いたします。